

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和2年6月15日(月)午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	徳田 修和 君	副委員長	松枝 正浩 君
委員	山口 仁美 君	委員	愛甲 信雄 君
委員	木野田 誠 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	前川原 正人 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 宮田 竜二 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	橋口 洋平 君	税務課長	浮邊 文弘 君
税務課主幹	有村 昭司 君	税務課市民税グループ長	秋丸 健一郎 君
税務課市民税グループサブリーダー	袴 貴子 君	税務課固定資産税グループサブリーダー	向吉 孝司 君
税務課固定資産税グループ主任主事	佐々木 宏大 君		
企画部長	有馬 博明 君	企画部参事兼企画政策課長	永山 正一郎 君
企画政策課主幹	藤田 光治 君		
市民環境部長	本村 成明 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	池田 宏幸 君
環境衛生課長	楠元 聡 君	環境衛生課主幹	末松 正純 君
市民活動推進課道義高揚推進室長	山口 留美子 君	環境衛生課衛生施設グループ主査	四本 久 君
市民活動推進課主任主事	有蘭 宏樹 君		
保健福祉部長	西田 正志 君	保健福祉部参事兼子育て支援課長	砂田 良一 君
子育て支援課子ども子育てグループ長	出口 幹広 君		
都市計画課長	三島 由起博 君	都市計画課主幹	肥後 克典 君
消防局長	喜聞 浩志 君	消防局次長兼総務課長	堀ノ内 剛 君
消防局次長兼中央所長	松元 達也 君	警防課長	細山田 孝美 君
消防局総務課長補佐	神水流 崇 君	警防課長補佐	宇都 幸雄 君
消防局総務課主幹	池田 康一郎 君	警防課消防団係長	鏡園 真秀 君
総務課装備係主査	清水 公一郎 君	警防課消防団係主査	船間 弘規 君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

8 本委員会の付託及び調査案件は次のとおりである。

議案第32号 霧島市税条例の一部改正について
 議案第33号 霧島市都市計画税条例の一部改正について
 議案第40号 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
 議案第44号 財産の取得について
 議案第45号 財産の取得について
 議案第46号 財産の取得について
 議案第47号 財産の取得について

所管事務調査 敷根清掃センター整備及び伊佐北始良環境管理組合からの脱退について
9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（徳田修和君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る6月12日の本会議で、当委員会に付託されました議案7件の審査及び所管事務調査を行います。ここで委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第40号 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

まず、議案第40号、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（有馬博明君）

議案第40号、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正につきまして、霧島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付に関する事務について個人番号の利用を行うため、関係条例の所要の改正をしようとするものです。なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について説明申し上げます。改正案に関する新旧対照表は、資料の28ページから30ページでございます。マイナンバー法の施行により、平成29年7月から法により個人番号の利用が定められた事務、いわゆる法定事務について、個人番号を利用した自治体間等での情報連携が開始されております。同法では、これに加えて独自利用事務として、社会保障・地方税・防災その他これらに類するものについては、関係条例にその利用する事務を規定することで、個人番号を利用した情報連携を行うことができるとされています。そこで今般、独自利用事務として、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付に関する事務において、個人番号を利用した情報連携を行うことにより、課税証明書等の提出が不要となり、市民サービスの向上につながることから、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正をしようとするものです。以上で、議案第40号、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○副委員長（松枝正浩君）

初歩的になるのですが、なぜ今この改正の部分を条例の中に入れられたのか、そここのところの御説明をお願いします。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

今回提案に至った理由、この小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付に関する事務については、これまで所得税と住民税、両方の課税状況を確認していたわけですが、本年3月に国の要綱改正がありまして、その中で住民税のみを参考とするということになりましたので、今回所要の改正をしたいと

ということになりました。

○委員（前川原正人君）

今回の条例改正は、マイナンバー制度に基づく条例改正ということで、疾病関係の事務を簡素化するというのが大きな目標だとは思いますが、現在のマイナンバーカードの普及率をお示しいただけますか。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

霧島市の普及率は5月1日現在で13.9%です。

○委員（前川原正人君）

13.9%、14%に満たないわけですが、今回の連携をさせることで、行政的にはある意味、簡素化が図られるという部分もあると思いますけれども、どれぐらいパーセンテージが上がると見込まれているのかお示しいただけますか。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

今回の改正の理由は先ほど子育て支援課長のほうから申しましたとおり、個人番号を利用した情報連携を図ることによって課税証明の提出が不要になるということで、市民サービスの向上が図れるのではないかと。これは委員がおっしゃいましたとおり、カードを持っている方だけが恩恵を受けるシステムではなく、番号そのものを御提示いただければ、このように恩恵を受けられるということでございますので、カードの普及率と今回のこの改正とは直接的には関係はないというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、課長の口述の中で、市の独自の利用事務ということで限定されているわけですね。一番の懸念というのは、やはり私はこの問題というのは奥が深くて、この口述の中にありますように、個人番号を利用した自治体間等での情報連携というのが開始されてきたという背景があるわけですが、独自の利用の事務ということになりますと、当然それなりのセキュリティの強化や、漏れないための施策というのが求められていくわけですが、それについてはどうなのかお聞きしておきます。

○企画部参事兼企画政策課長（永山正一郎君）

個人情報保護につきましては、システム上でやっているわけですが、情報連携に当たっては国の機関を仲介して自治体等の情報の照会ができようになっております。また情報の照会に当たっては、パスワード等で制限が掛かっていますし、庁内の連携につきましてもパスワード等でシステム上のセキュリティを行っており、情報が漏れることはないと考えています。またマイナンバーを使った情報の自治体間のやり取り等については、マイナンバーカードを持っている方はどのような照会がなされたかを自分で照会し、履歴が見られるようになっていたかと思えます。

○委員（前川原正人君）

言ってみれば住民票の中にはマイナンバーの番号が一人ひとり振ってあるわけですね。今の提案の理由でいきますと独自の利用として、市の裁量だけの利用に限定するという一面もあるわけですが、要はこれをしない方はどういうふうな扱いになるのか。今までと全く変わらないのか。その辺の実務的な部分はどういうふうになるのか。

○保健福祉部参事兼子育て支援課長（砂田良一君）

個人番号等の提供がなされなかった場合には、従来どおり紙ベースでの課税証明書等の提出を求められることというふうになります。

○委員（前島広紀君）

小児慢性特定疾病というのはどういう病気なのか、また本市において何人ぐらいいらっしゃるのかお尋ねします。

○保健福祉部長（西田正志君）

要綱を見ていただければ分かると思いますが、常時介助を要する方、寝たきり状態の方、上肢に障害のある方、下肢が不自由な方、入浴に介助を要する方、人工呼吸器が必要な方、そういう方になり

ます。用具の給付を受けた人数ですが、平成27年度が1人、平成28年度が2日、平成29年度が1人、平成30年度が1人、令和元年度が3人です。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時08分」

「再開 午前 9時11分」

△ 議案第44号から第47号まで、財産の取得について

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第44号から第47号まで、財産の取得について、審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（喜聞浩志君）

議案第44号については、常備消防における高規格救急自動車の購入、議案第45号については、常備消防における救助工作車の更新、議案第46号については、非常備消防における消防ポンプ自動車2台の更新、議案第47号については、非常備消防における消防小型動力ポンプ付普通積載車3台を更新するため、それぞれの契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細については、一括して総務課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○消防局次長兼総務課長（堀ノ内剛君）

第2回霧島市議会定例会議案、38ページから45ページに記載されております議案第44号、議案第45号、議案第46号及び議案第47号の財産の取得について、一括して御説明申し上げます。まず、議案第44号につきましては、霧島市消防局単人分遣所に配備予定としている高規格救急自動車を購入するため指名競争入札を行い、霧島市単人町真孝37番1号、鹿児島トヨタ自動車株式会社単人店、店長北園正人から3,047万円で取得しようとするものであります。次に、議案第45号につきましては、霧島市消防局中央署に配備しております主に交通事故や災害現場等において、負傷者を救出・救助する際の活動車両である救助工作車を更新するため指名競争入札を行い、鹿児島市松原町12番32号 鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二から1億1,770万円で取得しようとするものであります。次に、議案第46号につきましては、霧島市消防団牧園方面隊牧園分団駅前部及び福山方面隊第四分団牧之原部に配備しております消防ポンプ自動車を更新するため指名競争入札を行い、消防ポンプ自動車2台を、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二から3,795万円で取得しようとするものでございます。次に、議案第47号につきましては、霧島市消防団福山方面隊第一分団小廻部、横川方面隊中央第一分団及び国分方面隊第一分団郡山部に配備しております、消防小型動力ポンプ付普通積載車を更新するため指名競争入札を行い、消防小型動力ポンプ付普通積載車3台を、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二から2,310万円で取得しようとするものでございます。以上で説明を終わりますが、参考として各車両の写真をイメージとして添付していますので、御覧ください。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

2点ほど質問させていただきます。議案第45号の車については、更新ですか、追加ですか。それと

消防小型動力ポンプ付普通積載車と消防ポンプ自動車の2種類があるわけですが、私の見ただけからするとCD-1型のほうを全部揃えたほうがいいのではないかなというふうに思うのですが。やっぱり消防小型動力ポンプ付普通積載車のほうがいいというような、利点があるのか教えてください。

○消防局次長兼総務課長（堀ノ内剛君）

1点目の議案第45号の財産取得については、救助工作車の更新となります。

○警防課長補佐（宇都幸雄君）

2点目の議案第46号と第47号につきましての組み合わせと申しますか、そこら辺の御質問だと思いますけれども、霧島市は方面隊ごとに分団、部制をひいておまして、旧市町時代から消防力の整備指針に基づき地域の実情に応じた形で団員、資機材等の整備がされているものというふうに考えておまして、これまでの機能性、使いなれた車両と同種の物を、これまでどおり配備している状況でございます。

○委員（木野田誠君）

理由は以前からこういう車種を使っていたから今回もそのとおりのことだけと言えればおかしいですけど、そういう理由だけですか。

○警防課長（細山田孝美君）

ただいまの御質問ですが、その小型動力ポンプ自動車と、CD-1、いわゆるポンプ自動車との使い方の違いございまして、その車であると大量に放水ができて、機能も高いわけですけど、それは水利部署する際にはその近くにいかないといけない。ただ、小型ポンプの場合は持って運べますので、例えば消火栓とか川に部署できない場合に持って行けるという利点があります。それと人数の違いもありますので、そのところはこの間も質問がありましたけれども、従来使い慣れているもので、配備しているのが現状でございますので、今のところ、消防団の皆様のほうからそれを変わってほしいというような直接的な意見は聴いていないところですが、ただこれも値段も違うなど様々な問題がありますので、急に変わるというのは、今後もまた検討の余地があるのではないかと考えております。

○委員（木野田誠君）

議案第47号について、3つの部があるわけですが、ここには軽自動車の可搬積載車は配備がありますか。

○警防課長（細山田孝美君）

ただいまのところ、ございません。

○委員（前川原正人君）

議案第44号について、提案理由といたしまして寄附を財源としてということに記載があるわけですが、これは指定寄附だったのか、それとも一般の寄附を財源としたのか、その辺についての背景をお示しいただければと思います。

○消防局次長兼総務課長（堀ノ内剛君）

指定寄附でございます。

○委員（前川原正人君）

それは、1件ですか。それとも数件あってその中でということですか。

○消防局次長兼総務課長（堀ノ内剛君）

この1件については、前年度3件の寄附の希望があったのですが、その2件については既に平成31年度で終了してはいますが、今回の寄附については個人からの3,000万円の寄附ということで、一括して使わせていただくということになります。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、今回3,047万円で消費税込みの取得金額がこの議案第44号で出ているのですが、これは予定価格から見た場合の落札率はどれくらいであったのかお示しいただけますか。

○消防局総務課主幹（池田康一郎君）

落札率につきましては98.9%でございます。

○委員（前川原正人君）

提案理由の中で隼人分遣署に配備を予定しているということで、今回、高規格救急自動車を購入するということですが、これは新たに高規格救急自動車を購入するということの理解でよろしいですか。

○消防局総務課主幹（池田康一郎君）

今、御質問にございましたのは、新規でこちらに1台かということですが、今、配置予定ということで、これは指定寄附でと、先ほどございましたけれども、寄附をされた方の希望で隼人に置いてほしいということでしたので、それに併せて更新の時期が一緒であります北署の救急自動車について入れ替えて、隼人分遣所に配置するものという意味合いでこの説明にしております。

○委員（前川原正人君）

今までのものについては、現在の物は廃車という扱いになるのですか。

○消防局総務課主幹（池田康一郎君）

おっしゃるとおりで、北署にある部分について破棄して、入替えを行って運用させていただくことになります。

○委員（前川原正人君）

次は、議案第45号ですが、これも先ほどと同じように落札率が幾らだったのかお示しいただけますか。

○消防局総務課主幹（池田康一郎君）

こちらにつきましては99.7%ございました。

○委員（前川原正人君）

同じ質問になると思うのですが、救急工作車を更新されるわけですが、そうするとこれまでの部分については、これも廃車していくという理解でいいですか。

○消防局総務課主幹（池田康一郎君）

更新ですので委員がおっしゃるとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

実際、工作車を更新するという点でいくと、資材、機材が出てきますよね。その辺についての取り扱いはどうなるのか。使えるものは使い、破棄するものは破棄するという、どのような形態で運用を考えていらっしゃるのかお聴きします。

○総務課装備係主査（清水公一郎君）

今回の資機材の更新に伴いまして、事前に資機材を置いております中央消防署のほうに調査をかけています。使えるものは再び使う。使えないものは希望を取って、今ある資機材より性能の良いものを選定し、少ない人数で運用できる資機材を選定しております。

○委員（前川原正人君）

次に、議案第46号です。これも先ほどと同じように、落札率をお示しいただけますか。

○警防課長補佐（宇都幸雄君）

議案第46号、消防車ポンプ自動車（CD-1型）2台のほうですが、落札率は99.8%でございます。

○委員（前川原正人君）

全く同じことなのですが、更新ですので、これまでの車両についての取扱いはどうなるのか、お示しいただけますか。

○警防課長補佐（宇都幸雄君）

従前の車は廃車にしまして、新しく更新という形になります。

○委員（前川原正人君）

今回、牧園方面隊牧園分団駅前部と福山方面隊第四分団牧之原部に配置をしているというものを更

新するということですが、この消防ポンプ自動車（CD-1型）は、2台一緒に入札したと。だから全く同じ形で。普通入札というのは、一つ一つを案件とするやり方もあるわけですが、今回の部分についてはもう2台一緒にやって、割る2ですれば1台当たりが幾らとことになるわけですが、もう別々にしないでまとめてやったという理解でよろしいわけですか。

○警防課長補佐（宇都幸雄君）

委員がおっしゃるとおりでございます。

○委員（木野田誠君）

以前聞いたかもしれませんが、消防団の車両の更新の基準はどうなっているのか教えてください。

○警防課長（細山田孝美君）

消防団の車両の更新につきましては、22年を経過したものを基準としていますけれども、当然そのときには車両の状態がありますので、その1、2年の差異というのはあると思います。

○委員（前川原正人君）

議案第47号について、これも更新ですので、すべてが消防小型動力ポンプ付普通積載車を更新することですが、落札率と積載車の更新ですので従前の部分についてはどういう扱いをしていくのかということをお示しいただければと思います。

○警防課長補佐（宇都幸雄君）

議案第47号、消防小型動力ポンプ付普通積載車3台につきましては落札率が99.7%。今後の取扱いとしましては既存の車両は廃止しまして新しく買い替えるということでございます。

○委員（前川原正人君）

これも先ほどと同じように、福山方面隊第一分団小廻部、横川方面隊中央第一分団及び国分方面隊第一分団郡山部に新たに更新していくことになるわけですが、更新となるとやはり老朽化、経年劣化が考えられるわけですね。そういう先ほどの更新基準の22年をすべて当てはめるということの理解でよろしいわけですか。

○警防課長補佐（宇都幸雄君）

小型動力ポンプ付普通積載車のほうにつきましては、考え方もいろいろあるように聞いております。しかしながら現在、霧島市のほうで更新基準として定めておりますのは、消防ポンプ自動車と同様、22年経過するものを更新するというスタンスであります。

○委員（前川原正人君）

単純にはいかないと思うのですが、この第47号の部分でいくと、大体1台当たり770万円掛かるわけですね。それはもう相手がいて応札されて事が進んでいくのですが、ここに至るまでの消防局側からの大体これぐらいでと言う一つのしかるべき見積りというのがあると思うのですね。いきなりこれを買います。入札をやってくださいではないと思いますけれど、その辺のプロセス等についてはどのような経緯をたどって、今回のこういう形になったのか。一言で言えば原因があって結果があるわけですので、ここに至るまでの消防局の取組といいますか、その経過等についてお示しいただけますか。

○警防課長（細山田孝美君）

ただいまの御質問ですが、毎年この小型動力消防ポンプ付普通積載車につきましては更新していますので、基本的には毎年その内容がベースになってきます。その中で今年度いろんな希望を聴いたり、あと資機材を変えたり、今回も今年度からドライブレコーダーを導入したりしております。そういったものを含めまして一定のものを出します。それで見積もりを複数社から取って、その中で、それをベースにして、それからいろいろ本部内のやり取り、そして今度は財政課とのやり取りの中で予定価格を決めているのが現状です。

○委員（有村隆志君）

今回、3台消防団の車両をですね。この方面が違うのでそれぞれ要望があったかと思うのですが、

それぞれ違いがあるのですか。全く同じ物が3台ですか。

○警防課長（細山田孝美君）

今回の3台につきましては、入札は3台まとめてしているのですが、1か所は分団で車輛を2台持っていて、小型ポンプですけれどもちょっと軽いものがあるという要望がございまして、持ち運びが便利などということで、その要望を受けまして1分団につきましてはポンプが違います。それ以外はほぼ一緒です。

○委員（有村隆志君）

それはどちらになりますか。

○警防課長（細山田孝美君）

横川のほうになります。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時33分」

「再開 午前 9時36分」

△ 議案第32号 霧島市税条例の一部改正について及び 議案第33号 霧島市都市計画税条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第32号、霧島市税条例の一部改正について及び議案第33号、霧島市都市計画税条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案第32号、霧島市税条例の一部改正について及び議案第33号、霧島市都市計画税条例の一部改正については、関連があるため、一括して御説明いたします。議案第32号につきましては、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律のうち、同日専決処分をさせていただいた、4月1日施行分の改正以外の税制改正に伴う改正と、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、4月30日に関係法令が公布されたことに伴う改正を併せて行う必要がありますので、今回、議案として提案させていただいた次第です。次に、議案第33号につきましては、霧島市税条例の改正と同様に、法改正に伴う改正に加え、令和2年3月31日に国分都市計画用途地域の変更に伴い、本市の都市計画区域内の全ての建築物形態規制地域が廃止されたことに伴い、霧島市都市計画税条例の一部を改正する必要がありますので、議案として提案いたしました。詳細につきましては、引き続き、税務課長が説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○税務課長（浮邊文弘君）

議案第32号、霧島市税条例及び議案第33号、霧島市都市計画税条例の一部改正について、主な改正点につきまして新旧対照表で説明させていただきます。まず、新旧対照表の3ページの第94条のたばこ税の課税標準につきましては、重量に応じて課税されている軽量の葉巻たばこにつきましては、紙巻たばこと同様の税負担となるよう本数課税方式に改めようとするものです。令和2年10月、令和3年10月の2回に分けて段階的に見直しを行うものです。次は、4ページの附則第10条に、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする規定及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、生産性向上に向けた中小企業の新規

投資を促進するため、本特例の適用対象に事業用家屋及び構築物を追加するとともに、令和3年3月末までとなっている適用期限を2年間延長する規定を追加したものです。次に、附則第10条の2の27ですが、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の割合を定める規定であり、固定資産に係る課税標準の特例の割合をゼロと規定したものです。次に、附則第15条の2ですが、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の規定であり、1%軽減の特例措置の期間を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものです。次に、附則第24条は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで、1年間、徴収猶予できる特例についての手続き等を規定したものです。次に、5ページの第24条及び第34条の2につきましては、すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の不公平を解消するための措置を講じたものです。次に、8ページの第25条は、政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止した結果、主催者に大きな損失が生じていることを踏まえ、文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について寄付金控除の対象とすることを規定したものです。同じく8ページの第26条は、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅借入金等特別税額控除について、令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たした場合、適用されるよう規定したものです。次に、議案第33号、霧島市都市計画税条例等の一部改正について、新旧対照表は16ページになります。まず、第2条につきましては、これまで、国分地域において定められていた建築物形態規制地域のすべてが、令和2年3月31日から都市計画用途地域に編入されましたので、建築物形態規制地域に都市計画税を課税する根拠部分を削除しようとするものです。次に、附則第14条につきましては、霧島市税条例附則第10条と同じく新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする課税標準の特例の新設に伴う所要の改正です。以上で、今回の条例改正に係る主な改正点につきまして、説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

基本的な質問をさせてもらいますけれども、ここの文章の中で中小企業あるいは中小事業者というふうにあります。個人経営者を含むという理解でよろしいのでしょうか。

○税務課主幹（有村昭司君）

そのとおりです。

○委員（前川原正人君）

議案第32号の9ページで、先ほど課長のほうからありましたとおり、1本を持って紙巻たばこの0.7本に換算するものとするということになるわけですが、この変更によって、見込みでしか言えないと思うのですが、例えば市の財源の一つとなるたばこ消費税への反映というのも当然出てくるわけですね。その辺がどのように変化するというふうに想定していらっしゃるのかお示ししていただきたいと思います。

○税務課市民税グループ長（秋丸健一郎君）

このたばこ税は申告納付を行います。たばこ税の申告書におきましては、わかばなどいわゆる旧3級品と言われるものと、それ以外のものというその二つの括りだけで申告がなされます。ですので、今回の見直しになった葉巻たばこが実際これまでどれだけ入ってきているかは分からない状況でございますので、見込みを算出するのが難しいです。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は、10ページの中で新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例ということで、普通だと寄附金控除だったり扶養控除だったりが入りから控除した部分が所得としてみなされていくことになるのですけれども、今回の新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例という点で見るときに、新設になるわけですしけれども、全額これは控除されていくのか。例えば政党寄附金控除であれば、2,000円を引くとか。様々な要件があるわけですしけれども、この辺の考え方、算式についてどのようになるのかお示しいただけますか。

○税務課市民税グループ長（秋丸健一郎君）

委員のおっしゃるとおり、寄附金控除でございますので他のふるさと納税等と同じ2,000円を控除してという考え方になります。

○委員（前川原正人君）

同じく10ページの中で、これも住宅借入金等特別税額控除の特例ということであるわけですが、国税で住宅借入金等特別控除がございますよね。これの関連でいくと新たに家を購入した場合に新型コロナウイルス感染症の影響で税額控除ということが認められれば控除ができるということになりますけれども、先ほどの寄附金控除などとも同じように要件がどのようなものになるのかお示しいただけますか。

○税務課市民税グループ長（秋丸健一郎君）

今回の改正につきましては、通常この住宅ローン減税につきましては、年末までに入居することが要件となっております。最初に所得税、国税について所定の様式を提出して、それを持ってまず所得税の税額控除を行う。そこから引ききれない分については市民税の税額控除を行うという流れになりますので、今回コロナの影響により年末までに入居ができない、これらの方々の救済措置としての制度でございますので、制度自体としてはこれまでと同じという形になります。

○副委員長（松枝正浩君）

議案第33号の都市計画税条例の一部改正についてお尋ねいたします。まず建築物形態規制がどのような地域であったのか。そしてまた口述にありますように用途地域が全て張られたというようなこと、理解でよろしいかお示してください。

○都市計画課長（三島由起博君）

今回、建築物形態規制地域について、全て用途地域を指定したわけなのですが、建築物形態規制地域が指定されていた箇所が大きく九つの区域になります。全てちょっと紹介はあれなので、まずは府中町中央三丁目、この市役所周辺です。それから野口東、九州電力の西側の今マンションが建っているような地域です。あと野口、それから舞鶴中学校周辺の所も含めての大きく言うと今お話ししましたような九つの区域になりまして、全体で約127haを用途地域のほうに指定しております。全ての地域について、建築物形態規制が指定された部分が全て用途地域のほうに指定されているということになります。

○副委員長（松枝正浩君）

その続きになりますけれども、建築物形態規制が廃止されて、用途地域が張られたということで税務課にお聞きしますが、税率がどのように変化しているのか、そちらについてお示してください。税率に変化があったのか、ないのかお示してください。

○税務課主幹（有村昭司君）

今、質問のありました税率については変更ありません。

○委員（前川原正人君）

今の松枝副委員長の質問に関連するわけですが、建築物形態規制地域が廃止されたことに伴いということで、言ってみれば用途地域は指定するわけですよね。そうすると建築物の規制地域を廃止することによる利点、難点が出てくると思うのです。例えば条件を1種地域であったり2種地域であったりとか、様々な一つのラインを一線引いて土地利用に対するある意味の規制をかけてきた。今後かけるということであるわけですが、今回の規制地域の廃止によってどのようなこと

が起こっていくのだろうか、どういうことが想定されるのだろうかという点についてどのようにお考えなのかお聴きしておきたいと思います。

○都市計画課長（三島由起博君）

まず建築物形態規制地域と用途地域の違いをちょっと御説明します。建築物形態規制地域が建築基準法の規定に基づきまして今回、用途地域の指定のない区域内になりますけれども、そちらのほうに建築物の容積率、建ぺい率等と特定行政庁である鹿児島県、そちらのほうで土地利用の状況を勘案しまして区域を区分して定めている区域になりますので、制限としましては容積率、建ぺい率等が主な制限になります。次に用途地域になるのですけれども、用途地域のほうは建ぺい率、容積率に加えまして建築物の用途の制限と併せて建物の立て方のルールが定めてあります。ですので日陰規制とかそういう部分も出てくるようになります。ですのでそれぞれ一長一短がございます、今、委員がおっしゃったようにメリット、デメリットがあるのですけれども、まずその用途地域を指定することでエリアごとに建てられる建築物の規模や用途に制限をかけることで、ある程度似たようなものが集まってくるということになりますので、土地利用として、それぞれにあった環境が守られるというようなものができると思います。また効率的な活用ができるというようなメリットがございます。デメリットの部分は確かにこれまでの制限よりも建築物形態規制の制限に加えての制限がかかってきますので制限といった意味でいくと、当然そこはデメリットになると思いますけれども、ただ当然そういった適切な土地利用をするために必要な制限というに捉えておりますので、やはり用途地域を指定することで都市環境を充実させていくというふうに考えております。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時54分」

「再開 午前 9時57分」

△ 自由討議

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。まず、議案第32号、霧島市税条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第33号、霧島市都市計画税条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第33号、霧島市都市計画税条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第40号、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第44号から第47号まで、財産の取得について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案7件の自由討議を終わります。

△ 議案処理

○委員長（徳田修和君）

それでは、これより議案処理に入ります。

△ 議案第32号 霧島市税条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

まず、議案第32号 霧島市税条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第32号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第32号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第33号 霧島市都市計画税条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

次に、議案第33号、霧島市都市計画税条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第33号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第33号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第40号 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

次に、議案第40号、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第40号に対しまして反対の立場から討論に参加したいと思います。この今回の議案第40号は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付に対する事務にマイナンバーを利用するというものでございます。この法律自体は2015年10月から施行されまして2017年から法定事務によりまして自治体間等で情報連携が可能となった背景がございます。言い換えれば行政だけでなく民間企業も活用することも視野に入っております。一見マイナンバー制度は業務の簡素化にも見える部分もあるわけですが、プライバシーや個人情報漏えいなど、そのような懸念があることから、本案に対して賛成できないということを申し述べておきたいと思います。

○委員長（徳田修和君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（山口仁美君）

私は、議案第40号、霧島市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論に参加します。今回のこの内容につきましては、特に小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付に関する事務についてということであり、対象の人数は非常に少なくはあるのですけれども、気管切開をしていたりとか、そういった非常に日常生活に大変な思いをされている方々の事務が非常に簡素化されるということで、市民サービスの向上につながるということで、賛成したいと思います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第40号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名。起立多数と認めます。したがって、議案第40号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第44号 財産の取得について

○委員長（徳田修和君）

次に、議案第44号、財産の取得について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第44号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第44号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第45号 財産の取得について

○委員長（徳田修和君）

次に、議案第45号 財産の取得について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第45号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第45号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第46号 財産の取得について

○委員長（徳田修和君）

次に、議案第46号、財産の取得について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第46号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第46号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第47号 財産の取得について

○委員長（徳田修和君）

次に、議案第47号、財産の取得について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第47号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第47号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託されました議案7件の審査を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前10時 4分」

「再開 午前10時30分」

△ 所管事務調査 敷根清掃センター整備及び伊佐北始良環境管理組合からの脱退について

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、敷根清掃センター整備及び伊佐北始良環境管理組合からの脱退について所管事務調査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

6月8日の本市議会議員全員協議会に引き続き、新たなごみ処理施設の整備及び伊佐北始良環境管理組合からの脱退について、改めて御説明いたします。（仮称）霧島市クリーンセンターの整備につきましては、現在、用地の取得、予定地の地質調査、造成の設計、生活環境影響調査等を終えました。今後は敷地造成工事等に着手します。また、伊佐北始良環境管理組合からの脱退につきましては、5月21日に開催された当該組會議員全員協議会において、これまで、脱退に伴う条件等の協議が進んでいなかった基幹的改良工事費の負担と本市脱退に伴う財政的な激変を緩和するための負担について、本市が一定の額を負担する考えがあることを説明し、今後、引き続き事務担当者レベルでの協議を進めることとしています。詳細につきましては、お手元の資料に基づき、清掃センター整備対策監が説明いたします。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

それでは資料に基づきまして説明をいたします。初めに敷根清掃センター施設整備計画についてということで書いてございます、この全員協議会でお配りした資料でございます。確認でございますけれども、現在の敷根清掃センターは、平成15年4月に稼働し、17年が経過いたしております。国分、隼人、福山、霧島、溝辺地区のごみを処理しているということで、1日の処理できる最大量が162t、施設の規模としては81tの焼却炉が2炉あるということでございまして、処理方式は全連続燃焼式ガス化溶融システムです。24時間ずっと燃やし続けるということでガス化溶融炉を動かしているということでございます。17年経過いたしまして老朽化が進んでおります。当然ながら修繕の範囲が広がってきているというようなことでございまして、様々な観点から検討を行いました。具体的には、この施設を未来館が今度なされるように基幹的改良という手段をとって延命をして使っていくのか、それとも新たに造り直すのかというような検討をした結果、新たに造り直すという結論が出たところでございます。それが2番目の枠の中です。敷根清掃センターの整備方針としては施設の建て替えをすると

ということになりました。日常的に排出されるごみを現在の施設で処理しながら整備できるというメリットがございます。それから燃焼炉の方式は、ストーカ炉で計画しています。現在の施設と比べ維持管理費用の軽減が見込めるということでございます。建て替えの場所は敷根清掃センターの周辺ということで出しております。あと令和7年本稼働ということで整備を進めているところでございます。次に、整備スケジュールでございますけれども、整備用地の取得が終わりまして、基本設計業務委託というものが今、進んでおります。また現在上程しております補正予算の中で、施設の造成工事の予算の一部について予算計上をしているところでございます。運用開始は令和7年度からということでございます。次に、本日お配りした資料を御覧いただきたいのですけれども、表紙をめくっていただくと、折り込んだ図がございます。緑に着色してありますけれども、この範囲、敷根清掃センターとそれから新しく整備をする、具体的にはこの黄色で着色した部分がプラントを建てる場所になるのでございますけれども、緑で着色してある部分を含めまして、この図面が今の施設と、買い足しをした施設の敷地全体ということになってまいります。またこの範囲の中で林地開発を行うということでの計画図面ということでございます。続きまして、次のページでございますが、これは今度造る場所を含めまして、赤色で薄く着色がしてありますけれども、ここの部分が都市計画区域を広げるところの図面になります。図面の赤い点のところで大宇福山と書いてあるところの右上のところ、27という点がありますけれども、そこから斜め上に破線が入っていると思います。この線よりも外側の部分が新たに都市計画区域を広げる部分でございます。現在の施設も都市施設ということで都市計画決定をしておりますので、新たな施設を整備いたしますと、二つの施設を合わせて、この広さで新たに都市計画決定をするということになってまいります。それではまた資料を移ります。前回全協でお配りした資料を1枚めくっていただきたいと思います。繰り返しになりますけれども、造成計画図を付けてございます。緑の部分が道路の付け替え及び道路の付け替えに伴う周辺山林の工事をするという部分でございます。それから赤色の着色の部分が実際にプラントが建つ所でございます。それと青色の着色でございますけれども、これが調整池と、流末排水の構図ということになります。今回の補正予算では、この青い着色の部分、災害対策工事、災害防止のための工事いうところを先に着手いたします。ここの災害対策が完了しませんと造成工事は入ることができませんので、こちらを先行するというところで現在、補正予算に計上している部分でございます。それと赤色の部分が、図の下のほうが真っ直ぐ線で切れていると思います。ここにつきましては、補強土壁工法ということで、コンクリートの壁で真っ直ぐ下から立ち上げてくるということで、土羽で斜めに造るということではなくて、真っ直ぐ上がってくることとなります。申し上げたとおり、令和2年度にはまずこの流末と調整池の工事を行って、令和3年度で赤い部分の造成工事、それから緑色の部分の道路付け替えの部分の途中まで行うという予定でございます。次に、ごみ処理施設整備の生活環境評価について御説明を申し上げます。1ページのところは先ほど御説明した今までに決めた基本的な事項が書いてございます。施設の建て替え、ストーカ炉、それから敷根清掃センターの周辺に造るということと令和7年に稼働するというところでございます。それから調査の目的といたしましては、基本方針に基づいて事業の円滑な推進を図るために必要な生活環境影響評価を行うことを目的としております。2ページ目でございます。事業計画の概要です。事業計画の概要としましては仮称ですけれども、霧島市クリーンセンターということで計画をいたしております。施設の種類としては工場と管理棟を含むということですが、計量棟、洗車場、駐車場等ということで整備をしたいというふうに考えております。処理対象物としては可燃ごみ、選別資源化後の可燃残渣ということで、今回新たに整備する施設としては今ここに書いてあるようなものを処理いたしますけれども、現在も行っているいわゆる粗大ごみですとか、不燃ごみについても、現在の施設を引き続き使って、同じ場所で霧島市クリーンセンターとして処理を続けていくということでございます。それから処理能力としては140tということで、70tの炉を二つということで、24時間連続運転。まだ140tというのは確定ではございませんけれども、おおむね140t程度の炉ということで、計画しています。処理方式はストーカ式の焼却炉ということでございます。5ページです。調査の内容でございますけれども、5ページに書いてあります表等の部分でございます。大気環境、水

環境，その他というようなことで調査いたしました。7ページからはそれぞれの調査地点について図示しています。10ページからが結果です。表の中で御覧いただきたいと思いますが，基準値等ということで書いてございます。ここが全て丸がついていますので，大気等については特に問題なく調査ができたということでございます。次のページの12ページもそれぞれのものについて問題はないという評価でございました。13ページについては，ガスの排出等についてでございますが，この辺も問題がないということでございます。15ページの騒音ということであります。この中で右側を見ていただきますと，バツがあるものがございます。朝6時から8時のレベル，昼間のレベル，一番下の夜間のレベルという3点です。調査場所については，17ページのところに点がございます。SE-1とSE-2で測定したということです。朝の6時から8時のところで50 dBというのをオーバーして51 dBだったということと，それから夜間のところで45 dBというのが47 dBだったということ。それからSE-2というところでは45 dBに対して46 dBということで，ほんの少しですがオーバーいたしております。それでどの程度の音かということなのですけれども，40 dBというのが昼間の図書館の中の音だそうです。50 dBというのはエアコンの室外機のすぐ近くの音ということでございます。それを結果として1 dBあるいは2 dB程度オーバーしているということでございますけれども，この辺については環境影響調査を行った事業者のほうに確認いたしましたが無誤差の範囲内であるというふうに答えております。それと，次の測定場所を見ていただきますとお判りになりますとおり，SE-2というところは，林の中でございます。測定をする時に風が吹いて木がざわざわと揺れると50 dBは超えてしまうというようなことだそうですので，なかなか基準があまりにも厳しすぎてこの基準については，クリアするというのはなかなか大変なのですけれども，現実的にはほぼ基準どおりの，基準と同等の音というようなことで聴いているところでございます。その後のページについて，そのほかはすべて適合しています。それから21ページは動物です。動物については，21ページの表にありますとおりカヤネズミ以下クマタカまでが確認されたということでございまして，特にクマタカについては引き続き調査する必要があるということでございます。特に音について敏感ということなのですが，今でも敷根清掃センターはかなり大きな音が出ています。不燃ごみ等処理するための2軸破碎機とか使っておりますのでそういう音がある中で営巣をしているので，おおむね問題はないのではないかというふうに考えているところです。営巣区域もすぐ近くに巣を作っているというわけではなくて，かなり離れた峰の奥のほうに巣を作っているのですけれども，先ほど話をしたような子育てをしているというようなことでございますので，問題ないのではないかというふうに考えているところでございます。それから23ページでございます。23ページの表の中にございますフユノハナワラビ以下のところが確認されておりますので，これについては工事が始まる前に移植をするという方法で保全を図るということにいたしております。最後のページです。26ページの総合評価のところを見ていただきたいのですけれども，現状での総合評価ですが，最後のところに当該事業の実施に伴う対象事業実施区域周辺の環境への影響は小さく，生活環境に支障は及ぼさないものと評価できるということで，総合評価を受けているところでございます。環境影響評価の説明は以上です。それでは，伊佐北始良環境管理組合からの脱退について，本日お配りした資料を御覧ください。3ページでございます。表がございまして，これまでの経緯でございます。令和元年6月に脱退条件の事務レベル協議の開始の申入れをいたしました。その後7月に2回，8月の組合議会定例会での説明，10月，11月と協議を進めてまいったところでございまして，直近では5月21日に組合議会の全員協議会で本市の考え方を説明したというところでございます。次ページは組合議会の全員協議会で使った資料です。クリーンセンターの整備計画ということで先ほど話しました基本方針4項目，建て替えるということ，ストーカ炉を造るということ，現施設の周辺に造りますということ，令和7年に稼動開始をしますということを説明しています。次の6ページのところに年表がございまして，実は敷根清掃センターと未来館は稼動時期が一緒でございまして，平成15年4月でございます。二つの施設とも溶融炉ということで，おおむね同じような形式の炉ということで造っています。未来館は平成25年，26年，この2年間で一時的に片方の炉だけを運転する形をとりながら炉を入れ替えて，焼却炉の部分だけをストーカ炉

に既にされております。おおむね15年から20年というごみ処理プラント寿命がまいりますので、霧島市としては新たな施設を造るという結論を出したと。未来館は、今あるものもう一回整備をし直して長寿命化をしようというような計画をされております。今未来館が思っておられるのが令和16年ぐらいで運転を終了しようというようなことを考えておられますけれども、その後については新しい施設をどうされるのかは決まっていないと。一方霧島市の場合は、令和7年に新しい施設を稼働いたしますので、これからおおむね40年程度は、この新しい施設で処理ができるのではないかとということで、令和46年ぐらいまでは使えるのではないかとというふうに考えているところでございます。ただし、途中で長寿命化改修は必要になってくるということでございます。次のページ、なぜ脱退をしなければならないかというお尋ねでございましたので、霧島市としての事情としては、敷根清掃センターを建て替えなければならないということ、それからごみの自区内処理及び行政サービス水準の整合、行政改革の推進というこの三つの考え方の柱があるということでございます。ごみの自区内処理というのは、基本的にごみは排出したところが、自分たちが出したごみは自分たちの所で処理をするという原則でございます。それと現在、敷根清掃センターで処理しています国分、隼人、福山、溝辺、霧島というところと、それから牧園、横川地区とは少しごみの処理の仕方が違っております。例えばリサイクルごみについては、敷根清掃センターでやっている区域についてはすべて民間委託をいたしておりますけれども、牧園、横川についてはペットボトル等のリサイクルごみについても未来館に持ち込みをするということでございますとか、敷根清掃センターは現在土曜日に開館して日曜日は持ち込みができないということでございますが、未来館は土曜日がお休みに日曜日は持ち込みができます。そういうことで少し違っております。これは行政にとりましては少しのことなのですけれども、なかなか市としての住民に対する説明とか、そういうのでなかなか煩わしい面がございます。そういうところも含めて一本化をしたいということでございます。それから行政改革の推進ということです。未来館のほうで前からお話が出ておりますとおり年間運営費を1億3,000万円程度払っています。それから敷根清掃センターのほうで運営費として約10億円程度、毎年掛かっています。これを一つにすることによって、おそらく全体で7割よりも少なくなるのではないかと。新しい炉に変えることによって、少なくなりますし、負担金も今後、未来館のほうにも支出しないということでございますので、そういうことも含めて全体的に今の7割程度までは少なくとも圧縮できるのではないかとというふうに考えているところでございます。そういうふうなことで霧島市としては脱退をするという結論を出したということでございまして、脱退するのですけれども、伊佐北始良環境管理組合の構成市町とは新たな関係を構築していきながら、お互いにメリット出していきたいというふうに考えてございまして、発展的な解消という位置付けをしているところでございます。昨年の初めの頃に横川地区、牧園地区の住民の方々から、直接搬入するごみの持込先が、未来館から敷根清掃センターに変わると非常に不便だということで、このことについてどう考えているかという御意見もございました。市といたしましては、今とあまり変わらないような方法。具体的には今、考えておりますのは、牧園、横川地区に新たに直接持込みだけの仮の集積所を造って、そこまで持って来てもらえば、あとは市が運ぶというような形を考えてございまして、場所の選定を今いたしているところでございます。それと、そのようなことがあって地区自治公民館長・自治会長会で昨年4月に市長が説明をいたしました。それから去年9月に搬入先の変更が10月からなのではないかという疑問があるというようなお声が横川地区の方から届いたものですから、誤解を解くために説明チラシを作成しまして、班回覧等で横川、牧園地区の方々に御説明したという経緯もございます。それで今後、令和5年3月31日の脱退に向けて協議を進めていきたいということで考えております。令和5年3月31日の脱退というのは、これは未来館が今、包括運営委託ということで民間企業に委託をされております。10年間の契約になってございまして、この契約が終了するのが令和5年3月31日ということでございまして、契約途中で抜けると非常に迷惑を掛けますので、それまでは一緒に参加をしているというようなことで考えているところでございます。それと8ページです。霧島市循環型社会形成推進地域計画というのがございまして、ごみ処理の関係で施設整備をする場合に最初に作らないといけない計画なのですが、平成31年3月29

日に環境大臣の承認を受けておりますけれども、これにつきましては、中段より下の下線部、牧園・横川地区のごみ処理については新たなごみ処理施設の整備に伴い組合から脱退し、本市全地区のごみ処理を統一化することで効率的な運用を行うこととするということで計画にも記載しております、これを既に国から承認を受けているというところでございます。9ページです。先ほど御説明いたしました発展的な解消をするということのイメージを絵にしたものでございます。現状は霧島市の一部と伊佐市、湧水町の全部が一つになって一部事務組合を形成いたしておりますけれども、今後は一部事務組合からは霧島市が抜けますけれども、お互いに様々な問題が発生した時に支援ができるように、相互支援協定みたいなものを締結した上でお互いに助け合える環境を作っていきたいというふうに考えております。例えば焼却炉の調子が悪くなったとか、あるいは災害で能力以上のごみが発生したとかというような時には、お互いに協力ができる体制を前もって作っておきたいということでございまして、これをもって私どもとしては発展的な解消としたいというふうに考えているところでございます。それから次からは未来館のことについてでございますけれども、未来館の焼却炉は40tの焼却量が2個、1日80t処理することができます。これをおおむね国が出している標準的な計算式がありまして、これは1年間の稼働日数の280日。それから運転係数を0.96ということで掛けますと、1年間の処理量が2万1,500t程度というような施設でございます。グラフに書いてございまして、現在処理をされている可燃、不燃、資源ごみを含めまして、未来館に持ち込まれている量は、平成30年度で1万4,642t。令和4年度で1万3,447tというような見込みをしております。霧島市が脱退しない場合は白い線でなだらかに落ちていくのですが、霧島市が脱退いたしますと、黄色い線で落ちていくという見込みでございます。つまり令和4年度1万3,447tであるものが、令和5年には1万0,244tということで約23.8%急激に減少するというような見込みでございます。これが赤い線で書いてございまして、なだらかに落ちていった場合の大体何年後ぐらいに行くかということなのですが、令和13年から14年、つまり七、八年から九年ぐらい先のところを一気に1年間で減少するというところでございまして、処理プラントの規模というもの。今後、未来館は基幹改良を予定しておりますので、そういう中で、今後のごみ量に応じた適正な規模にしたらどうでしょうかという御提案でございます。当然ながら規模が小さくなれば、改良に掛かる費用も少なくなりますので、その方がいいのではないですかということです。次のページでございますけれども、運営の効率化ということで、霧島市が抜けますと、5億4,780万5,000円、これは2市1町が負担している令和2年度の構成市町負担金の額です。実際はこのほかに伊佐市のほうに交付税措置をされる分が一括算入されております。それは伊佐市から交付されますので、実際の予算額は6億円を超えているのですが、それぞれの市町が負担している額はこの金額になっております。仮に23%運営費の圧縮ができれば、伊佐市と湧水町の負担は変わらないですよというグラフでございます。なので施設の適正化をすることで運営費も下げることができるのではないのでしょうかということで、模式図を作ったものでございます。このようなことで今後施設の規模の適正化ということも含めて、霧島市としては協議をしていきたいというようなことを考えております。相手方としてはリスク回避のために、例えば1炉で故障したときに、すぐリカバリーができるように2炉持っておきたいというお気持ちがあるというようなことも伺っておりますので、ごみの量だけによる適正化というものができかどうか分かりませんが、いずれにしても運営の効率化、適正化あるいは施設の効率化、適正化というものを今後長寿命化改修で、基幹改良でやっていただきたいというようなことを考えております。これまでの協議の概要でございますけれども、財産分割について、土地、施設、基金、これについてはおおむね構成市町を含めて基本的な考え方はこれでいいのではないかとということで、既に整っている部分でございます。土地については平成13年の購入時の案分率を適用したらどうかと、建設費についても建設時の案分率を適用したらどうかと、それから基金については毎年度、それぞれの市町が出した金額が分かっておりますので、その金額で分ければいいのではないかとということ。あと、解体費、今後、未来館も今からまた長い期間お使いになって、その後で解体ということですが、霧島市としても解体についての責任を負わないといけないということで、利用実績に基づいて負担をするというこ

とではどうだろうかということで、事務レベルでは話をしているところでございます。それと基幹的改良と脱退後の運営費負担というものを相手方から求められておりますけれども、ここについてはまだ協議が進んでおりません。ただ最後のページ、13ページでございますけれども、先ほどお話したように基幹的改良、これについては霧島市も今まで使わせてもらったと、一緒になって使ってきたという実績がありますので、これまでの使用実績に基づく部分だけは負担し、責任を負うべきではないかということで考えております。それから脱退後の運営費の負担を求められましたけれども、これについては使用しない施設、将来的にはごみ全然入れないわけですから、霧島市は受益がありませんので、受益の無い施設に対しての運営費というものは市民の納得が得られにくいと、説明責任がつかないということで負担ができませんということをお返事いたしました。それから激変緩和の負担金、本市の脱退が組合財政に与える影響に鑑みて一定の激変緩和負担金を支出する用意がありますということでございまして、先ほどからお話しているごみの処理というのはあくまでごみを持ち込んだところの受益でございますけれども、それ以外の受益で割り切れない部分がございます。そういう部分については一定の責任を負わないといけないのではないかと考えておりますので、そういう部分について協議をしながら、今後負担額を決めていくということになってくるというふうに考えているところでございます。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（木野田誠君）

敷根清掃センター環境影響評価について基本的なことを教えていただきたいと思いますが、これは評価書ですよ。結果。1ページに環境影響調査の流れということなのですが、住民説明会は普通あって、それから住民の意見を頂いて、環境影響評価をするというような形で、普通の民間のところであれば、県のほうからその市長に意見を求めるというような形の流れになるわけですが、ここに関してこの流れをちょっと教えていただけますか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

ごみ処理プラントの建設に当たっては、まず環境影響調査をするということが前提でございまして、それと今後設計に入るわけですが、今、運営方式をDBOという方式で民間活力を活用したいというふうに考えております。DBOというのは聴き慣れない言葉だと思うのですが、Dがデザイン、Bがビルト、Oがオペレーションです。ですから市は性能発注をいたします。こういう性能の施設を造ってもらいたいということで発注いたしまして、民間の事業所が自ら設計をします。そしてそのメーカーに造ってもらいます。そのメーカーに長期間の運転まで委託します。これをセットで今後業者を選定するということになってまいりますので、こういう建物を造ります。これについての環境影響調査という手順ではなくて、まず現状の環境と予測される施設の状況で環境影響調査から先にするというようなことでございます。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

本市でまず条例を制定しています。こういった廃棄物処理施設等を造る場合にはこういう環境影響評価を行って、そして条例に基づいてその結果を地域の方々とか市民に対して公告、縦覧することになります。ですので、もちろん地域の代表の方とかにこの調査に入る前に公民館長さん方になるわけですが、敷根のほうと小廻のほうの館長さん方に出向いて行って、こういう経緯で調査を始めますと。もちろん清掃センターを建設しますというその方針が決まった段階でもお伺いをして、御説明しているわけですが、この調査に入るときも概要について説明をしています。そして説明をした後で、この調査の結果が出ましたら、また改めて公告、縦覧に入る前また御説明をしにまいりますということで、地域のほうとは代表者の方ですが連携をとっております。そして法的なこの公告、縦覧の手続につきましては、こうやってまた議会の皆様に事前に御説明をして、そしてそれをもってまた縦覧手続に入っていくという流れになっております。

○委員（木野田誠君）

ということは、この調査書を公告、縦覧されて、それから住民の意見を求めるという流れになるのですね。今の時点では住民意見というのは、当初これを始めますよというときに話をされたものに出ているか出ていないか分かりませんが、今からこの住民意見を吸い上げるということによろしいですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

大体1か月、広告、縦覧をするということになっておりまして、その後いろいろな意見を聴取する期間を2週間設けるといって形になっております。この環境影響調査の結果についてこういう形で報告をするということでございますけれども、あわせて清掃センターのいろんな処理の能力であるとか、敷地の場所であるとか、そういうことが大体確定してきておりますので、そういったことも含めて住民への説明を行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

少し説明していただきたいのですが、伊佐北始良環境管理組合との協議に関する基本的姿勢、最後のページのところの激変緩和負担金という部分。この辺りはどのような考え方で捉えればいいのか。一定の激変緩和負担金を支出する用意がありますというふうに書いてあるのですけれど、どういう捉え方すればいいのか教えていただきたい。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

まず、組合の構成市町として、今までその2市1町で負担をしてきていた費用があるということ。先ほどごみの処理に関して受益に直結するという話をしましたけれども、それ以外にも地方公共団体ですから、例えば職員の人件費であったりとか、あるいは議会費であったりとか、あるいは監査委員費であったりとか。こういうのものというのは受益によって割れるものではないということでございます。なのでそういうようなもの、あるいは私どもが今後、適正化、効率化というようなこともお話をしておりますけれども、となると様々なマイナス要因があつてそれに伴う負担が生じるということも考えておりますので、そういうことも含めて将来に向けて霧島市が抜けることで受益に伴わない不利益が生じないようにというところを考えながら、負担金を具体的に協議していくということになっています。

○委員（木野田誠君）

確認ですけれども、敷根清掃センターの建て替えと、この伊佐のこれとは全く別物ですよ。というのは、例えば伊佐のほうの協議がうまくいかなかったら、敷根清掃センターの建設は始まらないとかいうことではないですよ。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

委員がおっしゃったとおり、建設を止めるということはないです。今の施設が老朽化しておりますので、少なくとも建て替えをしていかなければならないということでございます。

○委員（木野田誠君）

未来館のこの今までの協議の中で、ざっくりばらんにお伺いしますけれども、ただいま説明がありました12ページの解体費についてのここまでは大体スムーズにそういう話が進んできているという理解でよろしいですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

はい、事務レベルの協議ではおおむね考え方は合意いたしているところでございます。

○委員（木野田誠君）

13ページの基幹的改良に対する負担など、3項目ありますが、ここ辺りの協議についてはざっくりばらんに言って、何とかなる、少し難しい、大変難しいというような分け方をすれば、大体どの辺に来ているのですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

まとめなければならないというふうに考えております。基幹的改良というのは二つの側面がありま

して、長く使って機能が落ちてきているわけですね。それを元に戻すというのが一点と、それからもう一つは、これから使われる伊佐市、湧水町については今後に向けての投資であるという二つの側面があります。ここの部分を我々は今まで使った部分の機能を回復するということには責任を持たないといけなわけですけれども、今後使う部分の投資についての責任はないわけですから、その辺の負担の割合とか、そのようなところを決めていかなければならないのではないかとというふうに考えているところです。

○委員（山口仁美君）

状況的なというか感情的なものもあるかと思うのですが、先ほどの説明の中で事務レベルでは協議が進んでいるよということであったのですけれども、ここがちょっと課題だと思われる、要するに議会の部分ですよね。組合議会の方であったりとか、そういったところでの今後、こういうふうに丁寧に進めていきたいというような意気込みといますか、どのようにお考えでしょうか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

地方自治法に基づく一部事務組合の規定について、従前は構成市町がすべてオーケーをしなければ離脱はできないということで協議するというやり方でした。ただ、今、地方自治法第286条の2というのが新たに規定されておりまして、この条文でいきますと、脱退をしたいという自治体が当該自治体、つまり霧島市議会の議決を経て脱退をしたいという意思表示をすれば、2年後には自動的に脱退となる。相手側はその意思表示があったら、規約変更をしなければいけないという規定が新たに設けられております。当然、このようなことはありますけれども、いずれにしても手続上の話ではそういう形になるかもしれませんが、伊佐市にしても湧水町にしても同じ始良伊佐地域の市町であって、様々ないろんな行事を一緒にやっていたりとか、民間レベルもかなり付き合いがある市町でございますので、法で決めているからといって、ばっさりやるということではなくて、きちんと協議をして、お互いに納得をした上で離脱を決めていくというような姿勢で我々は望んでいるところでございまして、一方的な離脱を望んでいるわけではないということでございます。

○委員（愛甲信雄君）

今、答弁もらいましたが、非常にそこが一番大事で、歴史、血縁、いろいろと。それとまた火葬場の問題もあります。やっぱり期限があるということで、ばっさりではなくて、今、言われたとおりやっぱり人間と人間との付き合いですので、そこのところは、大事にしてもらいたいと。今後、この前も全員協議会の場で伊佐市、湧水町の議員の方々からもいろいろと御批判もございましたが、そのところを本当に期限があるからということではなくて、しっかりとタイムスケジュールというか、どのような手順で具体的に行かれるのかお示してください。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

資料の中で説明をしておりますとおり、令和4年度末、令和5年3月31日ですけれども、ここで先ほど申し上げたとおり、未来館側の長期包括委託契約が終了するというところでございます。このタイミングを逃しますと次はまた10年間の恐らく長期包括運営委託にされると思います。なので我々が脱退するという時期については令和5年3月31日というのは動かすことはできないというふうに考えておりますけれども、交渉については精一杯お互いの意見を述べながら、まとめていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（愛甲信雄君）

詳しくは一般質問のほうでやります。

○委員（前川原正人君）

お聴きしておきます。まず清掃センターのほうからなのでございますけれども、今度の補正予算の中で合併特例債を使って運営事業ということで、調整池及び流末水路工事が予算計上されているわけですけれども、本体工事が今後、年を追うごとに進んでいくということになるわけですけれども、これは補助事業として、その循環型社会形成推進交付金を使うということになるのか。その要件は人口5万人以上又は面積400k㎡以上の自治体の場合がこれを使える。原則として三分の一と。しかし5年間の期

間の交付金の5年間は使えるわけですが、先進的なモデルの場合はこれが三分の二使えるということの認識を持っているわけですが、そういうような方向性の位置づけの下での今回の敷根清掃センター、今後名称は変更になりますけれども、そういう理解でよろしいわけですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

はい、今、委員が言われたのは、二分の一であると思うのですが、この国の交付金が三分の一と二分の一と両方あります。それはできるだけ補助率の高い補助金を使いながら建設に当たっていきたいと考えておりますし、先ほどお話ししたように、今後の形としては運営費まで含めての評価ということでの契約になってまいりますので、できるだけ運営費の安い事業者を選定したい。その辺を総合的に判断して、選定した上で補助金もできるだけ活用したいと考えています。

○委員（前川原正人君）

今後は、今までのガス化溶融炉からストーカ炉方式ということで、この世界というのは日進月歩の世界ですので、技術がどんどん進展し発展していくという分野なのですが、先ほど対策監がおっしゃるように、今の時点では140 tだと。大体これぐらいなるであろうということで推測をされているわけですが、その根拠となるものは何なのかお示しできますか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほど少し申し上げましたけれども、霧島市、横川、牧園まで含めまして、おおむね可燃ごみの排出量というのが3万6,000 tから3万7,000 tでございます。これを先ほどお話しした280日稼働、稼働率を0.96ということで割り崩しますと単純に133.9 tという炉の大きさができます。このほかに例えば災害等が発生した場合とかというようなものを想定しなければなりません、これも大きければ大きいほどいいということではなくて、やはりその燃やすごみのごみ質が変わらないレベルというものがございまして余り大量にそういうものを投入できないという事情もございしますので、そういうものを考慮すると140 t程度かなというようなことでございます。あとは今後のごみの量が当然ながら人口減少とともに減っていくということも想定できます。そういたしますと、将来には過大になる可能性があります。ですから、わざと稼働日数を280ではなくて例えば300日とか、310日とかというようなことにして炉を小さく設計するということもありますので、その辺のところを様々、今後検討していった最終的に確定させたいというふうに考えています。

○委員（前川原正人君）

どうしてもこの世界は、先ほども言いましたとおり、本当にどんどんどんどん、日に日に、毎年違ってくる。今の段階と、来年、再来年の段階と。また出来た当時と比較すると、また全く違ったということだってあるわけですが、問題はその飛灰固化物ですね。飛灰固化物の量も当然この処理能力だったり、毎日の年間のどれだけの能力でどれだけの飛灰固化物が出ていくということになっていくと思うのですが、その辺との関連という点ではどのように分析をされていらっしゃるのですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

前回の整備では、国分地区衛生管理組合の時代にガス化溶融炉ということで、これはリサイクルができると。具体的にはその溶融スラグが道路基材になるということで、そういうリサイクルも非常に社会に還元できるということで、ガス化溶融炉を選定されたというふうに思うのですが、委員がおっしゃるとおり技術が進んできておりまして、今は飛灰についても、主灰についても、セメント原料化ということができるようになってきております。これは灰から脱塩をして塩分を取らないといけないのですが、そういうような技術も最近できてきておりますので、当然ながら100%リサイクルへということになるかどうか別として、そういう主灰、飛灰のリサイクルということも当然検討しながら進めているところでございます。

○委員（前川原正人君）

実際、今後、令和7年度に向けて出来ていくであろう、稼働開始ということになっていくわけですが、この問題と今度はその未来館の問題というのがまた一つの大きな課題だと思うのです。だから自分はこの廃棄物処分場の最終処分場を造るときに、当時の市長に言ったのですけれども、まず

は法にかなっておかないといけないよ。そして理にかなっておかないといけないよ。そして情にかなっておかないといけないよ。この三つがちゃんとしっかり形成されて、その上で話が進んでいって財政の問題、それから感情的な問題をクリアしていかなければ、やっぱり後々しこりが残った段階では自治体の同士の状況がおかしくなるのだよということを今までずっと言ってきた経緯がございます。今回は対住民ではなくて、行政間での問題であって、それに対する住民が巻き込まれるということになるわけですが、例えばこれが万が一ですけれど決裂した場合、それでも霧島市はもう法律上でいけば、理論的にいけば離脱はできるわけです。しかしやっぱり情にかなうという点では、やはりそれなりの住民に対する霧島市の責務というのが当然出てくるわけですが、これを今の時点でどうだというのはなかなか難しいです。事が運んでいってどういうふうになるのかというのが当然出てくるわけですが、組合議会はもちろんですが、住民への説明責任という点では、やはり相当苦勞しなければならぬだろうということは想定しているところですが、それについてどうお考えなのか、お聴きしておきたいと思っております。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほどの資料で御説明したとおり、私どもは単に伊佐北始良環境管理組合から脱退するというだけではなくて、今回の脱退は、発展的な解消だということに捉えています。そこを御理解いただけるように一生懸命頑張っていくということ。それから地域の皆様にも同様に御理解いただくということと、それから地域の皆さん方が心配だというのは、やはりその直接搬入ごみの手間が今まで以上に掛かるのではないかと、思っておりますので、そのほうについても、早く説明ができるように努めてまいりたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

霧島市から見ると発展的解消ということであるわけですが、一番我々が心配するのは一言で言えば、今までお世話になっていて不義理をしてはならないというようなことであるわけですが、13ページに三つあります。これは霧島市としての考え方がここに書いてあるわけです。この3点について伊佐市、湧水町のほうはどういうふうに現時点で考えていらっしゃるのか、そこをお示ください。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

法律でいきますと、例えばこの基幹的改良に対する負担とか、それから脱退後の運営費の負担、あるいは激変緩和の負担とか、こういうようなものについては、法律上は何も責任はないわけです。霧島市には。ただ、おっしゃるとおり、そんなものでないよと。お互いそういうところは分かった上で協議を進めていきたいということのございまして、相手方からは基幹的改良に対する負担金と、脱退後の運営費に対する負担を求められていたわけですが、それに対する霧島市の態度が分からないと。考え方が分からないというようなことで、この間、説明を求められたというふうに聴いております。それに対して、私どもとしてお答えしたのが基幹的改良に対する負担金は一定程度責任がある分について払いますと。それと脱退後の運営費は払えませんがそれに代わるものとして組合財政が激変することはわかっていますので、そこについて一定の負担をいたしますという回答をしたということのございます。

○委員（有村隆志君）

DBOの考え方ですが、これは今進行中で、先ほどの説明では業者までという話までされていたという気がしたのですが、ここをもう少し、まだ今から設計を委託する業者委託して、その流れとしてはまた別に業者が決まるのか、一緒にまとめてこれでやるのか、そこをちょっと詳しく教えてください。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

DBOというのは、さっきお話ししたように、デザイン、ビルド、オペレーションというのを一遍に行うということのございますので、選んだ業者が設計し、建物を建設し、運営まで行うというところまでセットで業者を決めるということです。業者はまだ決まっておられません。現在、全国各地で整

備をされている同様のこういう焼却施設については、ほとんどのものがこのDBOというやり方。性能でこんなものがほしい。例えば140tのストーカ炉で、炉が二つあって、環境教育ができたりとかいろいろなこともできる施設が欲しいですということで、ではお宅は幾らで造りますか、何年間を幾らで運営しますかということ全部トータルで出してもらって、それをこちら側が評価して、業者を選ぶという手続を今後、進めてまいります。

○委員（有村隆志君）

一応そういうことになるということで、今後、先ほど頂いた進行表で見ると、建設と重なっているのですが、それは同時並行ということ。今回予算で出たのは、ため池の部分だということですので、それは今後決まっていくということですので。それから、未来館の対応というところで先ほどからお話になっております激変緩和負担金というところについては、まだ相手のあることなのでなかなかどういうふうにとということではないのでしょうかけれども、これが向こうがまた新たに造って、次の民間委託をするというところで、うちがずっと永久に払うということではないと思うのです。そこら辺の考え方はどうですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

当然ながら、仮に未来館がうちと同じように、施設を閉鎖されて新たに造るといような決定をされていれば、私どもは基幹的改良に対する負担金というものを支払う義務はなくなります。今後使われる分の今後の投資ということだけですので。なので今回の基幹改良の負担金については繰り返しになりますけれども、今まで使ってきて老朽化させた部分の機能回復のための負担金というような形で支出をするということですので、あと激変緩和の負担金は、やはりその構成市町が減ることによって、当然負担金が減りますので、そういうところが急激に減っては困るということで負担をするということですので、未来永劫支払うということではないと考えています。

○副委員長（松枝正浩君）

敷根清掃センターの計画についてお伺いいたします。一点ちょっと確認をさせてください。今日頂いた資料の1ページの図面なのですが、新しく出来る施設のところに新しい道路を接続させるということで計画がなっているのですが、少し施設側に道路を追い込んで曲げているような感じに見受けられるのですが、例えばその先のほうに水道用地があるような感じであるのですが、その辺の影響があって少し内側に寄せ込んでいるのか。線形でいくと少し道路の走行からすると、非常にどうなのかなと思うところもあるのですが、この辺に至った経緯を少し御説明いただけますでしょうか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

現場も良く御承知だと思いますけれども、今の清掃センターの道路から上側のほうはすべて山林でございます。今度の隣接地を使うわけですが、前の施設と比べて非常に狭いというのはお分かりいただけるのではないかと思います。この辺のところをできるだけ確保するという意味で少し山側のほうに道路を追い込んで付け替えをするということですので、確かに道路としては、水道用地として残っていますけれども、現在のこの施設も周辺部から沢水を集めて冷却用の水とかそういうものに使っております。今度新しい施設も同じ所から水を採取するというのでございまして、その辺も含めて考慮した結果がこの形と。あと地形的なもの、先ほどお話ししましたが、ある程度地質調査も終わっておりますので、地質調査の結果も含めて敷地の確保というようにも含めて検討した結果、こういう形態になったということですので。

○委員（前島広紀君）

関連なのですが、今の1ページの図面で、先ほど言いました道路の右側は切り土ですよ。この黄色い図面を見ますと左側は盛り土ではないですけど、等高線から見ると山の高さにあわせてちょっと今のより高くなるのかなというふうに見えるのですが、その辺りはどのようにお考えですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

ピンクで着色してある既存施設がございますけれども、これよりも若干低くなります。低い形で造成するというので計画いたしております。と言いますのは、その道路を周回させるわけですが、この周回道路部分とほぼ同じ高さにするということでございまして、今の施設は道路よりもかなり高いので、全体的に擁壁で上に上がっているのですけれども、今回は道路とほぼ同じ高さということで検討しているところでございます。

○委員（前島広紀君）

今の施設より低くなるといわれたのですけれども、この等高線を見ると周りよりで20mぐらい高いのではないですか。ということは、この山を持ち出すということですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

今回の予定地は、おっしゃるとおり現状より高い部分もありますし、谷になっている部分もございまして、切り盛りをするというような形で計画をしております、それでも余剰の土が出る予定ですので、その分は搬出と言う形になります。

○委員（前島広紀君）

理解できなかったのですが。ではちょっと話を変えまして、令和2年度、今年は青色の防災施設を造るということですが、工法をもう一度説明してください。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

現在の補正予算でお願いしているのは、青色の着色部分ということでございます。ここの部分については赤色の着色をしてあるところが現道でございまして、現在の道路は今年度はさわりませんので、現道を用いて調整池のところの工事を行うということでございます。調整池、それから流末排水が完成いたしましたから本格的な造成工事に係るというようなことで、まず防災施設から造るということになります。

○委員（前島広紀君）

この流末は川があるのですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

現在もここの部分に流れている排水と言いますか、川と言いますか、あります。その部分をきっちり整備して使うというような形で考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

二つ聴きます。今、対策監がお示しになったこの今回の令和2年度工事箇所で調整池の図面があるわけですが、緑の部分ですね。ここの途中に旧福山町の水源がありますよね。福山地区簡易水道水源というのがあるわけですが、これがもう撤去になるわけですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

現在委員がおっしゃられる所から水を取って、現清掃センターの冷却水に使っております。見てのとおり、造成をしますと、そこは撤去するという形になります。ただし、そこは上部から表流水が流れてきて、その施設で受けてという仕組みにしておりますので、そういった意味で今言った調整池のほうから先に整備をして、そっこのほうに流すような形に整えて、調整池のほうから現施設に水を送って、現施設を動かしていきながら造成工事を平行して進めていくというようなことを想定しております。ですのでこの造成工事はまずこの調整池から先にやらないと、すべての工事ができないということになっております。

○委員（前川原正人君）

手段としては防災工事をやってからというのが当たり前のことなのですが、お聞きしたいのは、この水源は冷却のための水として今、使っているわけですよね。新たな施設の場合もまた新たなPCタンクなんかを造ってやるのでしょうか。どのような計画になっているわけですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

新しい施設につきましても、こちらの調整池のほうに水を流したその水から、新しい施設に供給するという形を想定しております。

○委員（前川原正人君）

今度はこの調整池というのが二つの機能を持たせてあるわけですよね。冷却のためと、防災のための二つが考えられるわけですが、この調整池の流量はどれぐらいを想定していらっしゃるのですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

済みません、お尋ねの件については、土木課で仕事をしておりまして、私どもでは数字が分かりかねますので、後ほど報告したいと思います。

○委員長（徳田修和君）

今までのやり取りの中で、委員長として確認させていただきたいのですが、離脱の協議をしていく、この離脱に関しての期限として長期包括運営委託終了の令和4年度がリミットであろうということで、それまでしっかりと協議していくというような内容だったと思うのですが、一方でここで離脱を決めないといけないのであれば、議会の議決を持ってすれば2年後に脱退ができるというような考え方も併せて含めれば、もう令和2年度しか交渉する年度はないというような理解でよろしいのですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

新たに定められた自治法の定めによりまして、2年後に脱退するということになりまして、通告から2年後で脱退という方法をとった場合でも、自治法で定められているのは組合規約の改正を残された側はしなければいけないということだけが決められていますので、財産の分与とかあるいは負担金の関係とか、そういうようなものについては、その通知を出してから後も交渉ができるものというふうに考えています。

○委員長（徳田修和君）

委員の皆様からほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

皆さんないということで委員外議員の質疑をどうぞ。

○委員外議員（宮田竜二君）

今日頂いた資料の11ページなのですが、先ほど説明いただいたのですが、現行、それと右が霧島市が脱退した後ということで、運営の効率化の推進と。ただ霧島市が負担している1億3,000万円が無くなるというだけで、ちょっとこの運営の効率化になって、伊佐市や湧水町にメリットが生ずると、これがちょっと意味が分からないのですけれど。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

その話は、前ページのごみの量のところと一緒に見ていただきたいのですが、令和5年のところでごみの量が23%減少するわけですね。ごみの量が減少すれば、当然ながら処理費用も下がるでしょうという話でございまして、ごみの量が23%減ります。実は霧島市が払っている分が23%なのですよね。もっと効率化することができれば、それ以上に軽減することによって、そもそも伊佐市や湧水町の負担分と一緒に減らすことができるのではないですかということの例示でございまして。

○委員外議員（宮田竜二君）

これだけの資料だと分かりづらいのですが、先ほど発展的な解消ということを目指しているということなのですが、霧島市にとってのメリットというもなかなか分かりづらい。例えば先ほどこういうふうにグラフ化すると分かりやすい。目で見てコストも安くなるのだという形で、例えば現状が敷根清掃センターがあって、建て替えてこうなって、例えば未来館を2年後に脱退して1億3,000万円の負担金がなくなると。その代わり先ほども基幹改良の負担金ですとか、激変緩和の負担金もあるのですが、そこら辺も含めて、累積していったらいつ霧島市にとってすごくメリットがあるのですよってというのは、資料としてできないですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

具体の交渉がまだ終わっておりませんので、その交渉が終わったときにはそういう資料も作れると

思うのですが、額をお示しできないので資料を作るのは現時点では難しいというふうに考えます。

○委員外議員（宮田竜二君）

この前、敷根地区の住民の方と議員と語り合いをしたときに、今の敷根清掃センターに関していろいろと住民の館長さんの方、自治会長の方から不平不満が出て、議事録を見られたらあると思うのですが、今回の新しく建て替えについても、情報がないと怒られたのですけれど、今回、補正予算も計上されて、それが通るか通らないか分からないのですけれども、そういう住民の方への説明のタイミングというのはいつを考えているのですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほど御質問のありましたとおり、今回この環境影響評価について、公告、縦覧いたしまして、その後この環境影響評価についての意見聴取をするわけですけれども、その際にはもう今回は造成計画等が出来ておりますし、それから施設の規模もおおむね決まっておりますので、そういう内容についてもできる範囲の御説明を。建物のパース図とかがあると非常にわかりやすいのかもしれませんが、そこは先ほどから御説明をしているDBOということで、まだそこはできませんので、今のある情報の中で住民の方々に御説明して、御意見を拝聴したいというふうに考えます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時59分」

「再開 午後00時00分」

△ 自由討議

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。敷根清掃センター整備及び伊佐北始良環境管理組合からの脱退について、御意見はありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時01分」

「再開 午後 0時08分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。自由討議を続けます。何かございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終わります。

△ 委員長報告

○委員長（徳田修和君）

次に、所管事務調査に係る委員長報告について協議します。本日の所管事務調査に関する委員長報告はどのように取り扱いますか。委員長報告をする、しないというところで御意見をください。

○委員（山口仁美君）

現状は気にかかっている方も多いかと思うので、今、聴き取った範囲で確定していることについては報告をしていってもいいのではないかと思います。

○委員（有村隆志君）

私もそのように。ただ、その後に今後も引き続き見守っていくということを一言お願いします。

○委員長（徳田修和君）

お二方から報告をするという方向の発言がありましたが、委員長報告をするというところで御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

△ 委員長報告に付け加える点

それでは所管事務調査に対する委員長報告に何か付け加える点はございますか。引き続き見守っていくというような御意見はありましたが。ほかに何か御意見があれば。

○委員（山口仁美君）

今後にいろいろな関わりを持つ自治体の方々ですので、今後にしこりが残らないように精いっぱい合意形成を図っていくように一言付け加えていただければと思います。

○委員長（徳田修和君）

それではただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それではそのようにさせていただきます。所管事務調査の委員長報告については付託議案の委員長報告と同じく6月25日の本会議において行いたいと思います。以上で敷根清掃センター整備及び伊佐北始良環境管理組合からの脱退についての所管事務調査を終わります。

△ 閉会中の所管事務調査

○委員長（徳田修和君）

次に、閉会中の所管事務調査について、協議します。具体的な調査項目等の御意見はありませんか。休憩します。

「休憩 午後 0時11分」

「再開 午後 0時12分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査については、「その他総務環境常任委員会の所管事項」とすることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

△ その他

○委員長（徳田修和君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

なければ、以上で、本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 0時13分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 徳田 修和